

藤原定家一条京極邸の建築配置について

正会員 ○ 藤田 盟児

■はじめに

鎌倉前期に、藤原定家はその晩年を過ごした一条京極邸は、
(1)
これまで多くの先学に考察されてきたが、高橋康夫氏によって
邸第の位置は一条大路末北、京極大路末東、転法輪辻子南、出
雲路(東朱雀大路末)西であると比定されるに至った。この一
条京極邸は、寝殿とその西の侍所、東の持仏堂で構成された典
型的な小規模寝殿造だが、じつは第Ⅰ期と第Ⅱ期では敷地の規
模から異なるのである。本稿の目的は、定家がいかなる過程で
邸第を新造したか。そして建築はどのように配置されたかを明
らかにすることである。尚、以下の引用文は全て国書刊行会の
『明月記』から行い、[]内は細註および割註部分である。

■敷地の集積過程

定家がここの一条京極の地に住み始めたのは、貞応頃(1222~
(2)
23年)であったという。ところが嘉禄二年(1226年)になって
火災と水害に襲われている。そのときの記事によれば

及曉鐘之程間有火由、開戸、北隣社司之妹宅也、良風吹(略)
本自寝殿雑舎二字之外無他屋、依車宿遠不付(嘉禄2.3.11)

水又如昨日、築垣之中地僅一尺余許、(略)以下人汲涼水、
令鄰垣外南地、[件地高、其水流出西小路](同年6.4)

などとあり、第Ⅰ期一条京極邸の概要がわかる。敷地について
みれば建物数や今後の拡張過程を総合的に考えて1/4町程度の
広さと思われ、低湿な土地であった。そのため定家は、すでに
前年から南隣の小高い土地を二度に分けて買得していた。

今日南方地、隔民家一両、忠弘沙汰買取券送之、不足二戸主
歟(嘉禄1.4.24, 右図の①の部分)

南隣地口二丈許、鞍馬住僧欲以北小路出雲路地替取、今日得
券、(同年11.15, 同図②)

そして前記の火災を契機として、同年九月に南地の補充を行い
十一月に第Ⅱ期一条京極邸の新造に取りかかるのである。この
補充された土地についてみてみよう。

入夜忠弘進南地、可加入地券、[去年所相傳之殘地、]老嫗
券、今日賜直物訖所請取也、西口三丈五尺、雖不礙於此地、
至要之所也、於輿者南北九丈五尺云々、(嘉禄2.9.29)

この土地は西口で三丈五尺、奥で九丈五尺の幅をもつが、その
東西行が不明である。幸い、これの分かる記事が翌、安貞元年

(1227年)にみえる。

此家東垣下本主老嫗作小社之跡故、儲小壇為潔齋地、[只五
尺許而已、]為持仏堂之後、依無便宜、今日以宜日次、運件
壇土令安新地、(安貞1.3.24)

すなわち前記の老嫗の土地にあった小社が、東の築垣の下、持
(3)
仏堂の後ろにくることから、この土地は一条京極邸と同じ東西
行があったと分かるのである。「去年所相傳之殘地」だから西
口と奥でこうも南北行が異なるのである。さらに

向件路南面立唐門、[前路二丈之南可有芝築垣、]其東三丈
余、依隣境之竹、此路不通也、(嘉禄2.11.13)

門前芝築地築了、[門前路三丈四尺許也、](同年11.25)

とあるから、この土地には三丈四尺幅の門前路が作られた。路
の南側には芝築地を作るのだが、最初の文ではそれを「前路二
丈之南」にあるべしとしている。「前路」の南には二丈幅の土
(4)
地があり、その南端にこれを作ったと理解される。一丈四尺ほ
どの「前路」とは老嫗の土地の私道だったのであろう。そして
二丈幅の土地が、途中で「隣境」つまり隣地に突き当たり、そ
こで門前路が取れなくなるので「此路不通也」なのである。以
上より下図③のように復原される。他に、翌年、東地を買得し
(5)
ているが、南門をもつ「二戸主余四十丈」ほどの土地だから図
④のようになる。

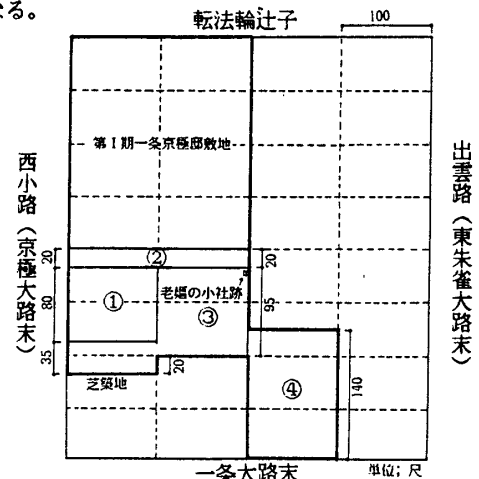


図1 「一条京極邸の敷地復原図」

註) この復原図を作成するにあたり、方一町の南北行は高橋康
夫氏の論考に従って45丈3尺とした。東西行は40丈と仮定し
た。図中の破線は四行八門宅地割に擬したもので、復原の参照
にしたが、買得地寸法が良くその線上にのることが興味深い。

建築の配置

この地に建設された主な建築は寝殿、持仏堂、小雑舎、侍所であったが、その建設過程および各建築の平面寸法は太田静六氏の労作があるので、ここでは触れず、主に配置を考察する。

まず寝殿であるが、中門廊代を作った翌年に南縁の高欄と三段の南階を加えたこと以外にはさしたる追加はない。しかし持仏堂については、

持佛堂佛壇寄東壁奉渡冷泉、(文暦元年(1234年)9.15)とあるように東壁に仏壇が寄せられていたことから、西を正面とした可能性が高い。すると西面が南庭に開くように寝殿よりも南よりに位置したのではあるまいか。前述の老嫗の小社の跡(7)が持仏堂の後ろにあったこと、邸内に東小壺があったことなども、こうした配置に適合すると思われる。つぎに小雑舎だが、(8)「北屋」「北舎」と記される建物に相当すると考えられる。その西面に接客空間を備えていることや、かなり狭小な建物で高貴な人の居住に耐えないことなどから、東西棟の細い対屋として考えた。なおこの北一帯は低湿なところだったから、あまり利用されなかったが、少なくとも北門と北車宿があった。

自昨夕北車宿西妻令破棄、雖非幾事、雖聊事為不近西路頭也(寛喜三年(1231年)7.12)

この北車宿は、かなり西端に寄せられている。文面からは少しでも離そうという必要性が感じ取れる。なぜこうしたことが起こったのか。実は、これは嘉禄二年の火事に焼け残ったと記された第Ⅰ期の車宿ではないだろうか。それ故に新造の建物と適合せず、今回の改造に至ったのではあるまいか。では西の垣に寄り過ぎていた旧車宿の西妻を取り除く理由はなにか。それは第Ⅱ期に殿舎が南に寄ったことに関係する。前述のように北対や北門を定家や客が使うことがあるごとく住宅の南北は連絡していなくてはならない。この動線が西の垣沿いにあったと考えられる。建てられたとき南端であった旧車宿も、敷地の拡大にともない邸宅の中央部になり、動線を通す必要が生じたのであろう。この動線を考えると、もう一つの建物、侍所は西の垣から離して寝殿寄りにあるべきだろう。元来、侍所のある侍廊は中門廊に直交して交わるものである。侍とは本来は近習であり警護役だけでなく、所領をも含む家政一般を預かり、接客の取り次ぎなども行う下級貴族、官吏であり、主従制と深い関係を持つ。このように侍所の位置、機能は書院造の接客空間の基礎として重要なので注意が必要である。ここ一条京極邸での侍も(10)、木工允の惟宗宗弘、蔵人所所衆の有弘を中心に、兵衛尉、衛

門尉、滝口などを加えた地下官人層であり、上流貴族の侍所と変わらない。この侍所の柱間が寝殿と同じく一丈であることも、両者の関連を示すものと思う。侍所の位置に関する記述は皆無であるが、この時代の他の史料がそうであるように、この侍所も東西棟で寝殿に接続するものではないかと思う。(12)

以上のことをまとめたものが、下の復原図だが、このほかにも幾つかの雑舎があった可能性が高い。とくに南棟敷は「南地之口家中之青女、此間立門屋、有一間棧敷」(安貞1.7.14)というように極めて興味深い門屋建築であるが、その規模、形式を復原することが難しいので注記するにとどめ、所従下人の小屋とあわせ、今後の課題としたいと思う。

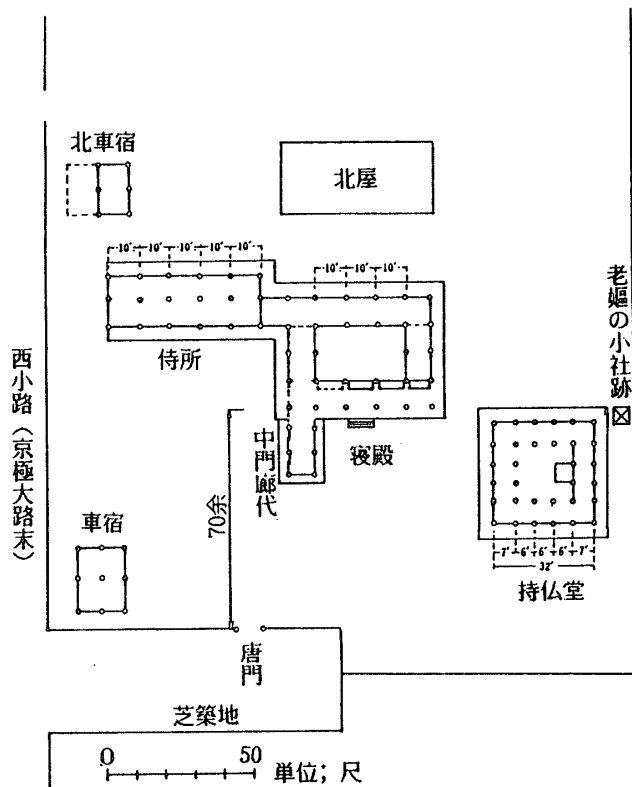


図2 「一条京極邸復原平面図(完成時)」

(1) 太田静六「歌人藤原定家の邸宅」(『寝殿造の研究』吉川弘文館1987)、石田吉貞『藤原定家の研究』(文雅堂1957)、角田文衛「定家的一条京極第」(『国文学-解釈と教材の研究-』第26巻16号)、高橋康夫『京都市中世都市史研究』(思文閣出版1983)147頁以下、道路図については、高橋康夫 吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ 空間』(東京大学出版会1989)都市史図集11参照 (2) 石田前掲論文(3) 同日条に第Ⅱ期一条京極邸の北東角に祠を建てた記述がある。老嫗の小社も鬼門用であったと思われる。(4) 嘉禄二年(1226年)十月二十七日条によれば、この二丈幅の土地には番匠男(老嫗息)が住んでいたと考えられる。(5) 安貞元年(1227年)正月二十九日条 (6) 寛喜三年(1231年)二月十四日条 (7) 寛喜二年(1230年)六月二十四日条 (8) 寛喜元年(1229年)五月二十一日条、七月一日条、天福元年(1232年)十一月四日条 (9) 中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館1987)、元木泰雄「平安後期の侍所について」(『史林』64巻4号,1981) (10) 寛喜元(1229年)十月九日条、十日条 (11) 嘉禄二年(1226年)二月十三日条 (12) 寛喜二年三月二十二日条によれば、寝殿の北廂を西に一間指し継いだという。このとき寝殿と侍所は接続されたと考えられる。